

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	10	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策目標	2	国際協力の促進により国際社会へ貢献すること
	I	労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること
担当部局・課	主管部局・課	大臣官房国際課
	関係部局・課	職業能力開発局外国人研修推進室

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を育成すること (実績目標を達成するための手段の概要)				
	①開発途上国人事・労務管理者育成事業 アジア地域の開発途上国を対象に人事・労務管理能力の向上を図り、各国の経済発展を推進することを目的として、(財)日本経団連国際協力センターが当該諸国の人事・労務管理を担当し、企業等の組織においてリーダーシップを有する中堅幹部を我が国の企業に受け入れ、研修を行う事業に対し、国庫補助を行う。 ○関連する経費 ・アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業(平成17年度予算額)51百万円 (評価指標の考え方) 実績目標の達成度を検証するため、以下の指標を評価指標とした。				
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
研修参加者数 (人)	29	16	14	15	14
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
参加者からの事業評価	-	-	-	-	-
(備考)	<ul style="list-style-type: none"> 評価指標として、研修により直接の効果を受けた参加者数を評価指標とした。 平成14年度に参加者数に減少が生じたのは、平成13年度をもって東欧諸国からの招聘を終了し、アジア地域からの招聘のみとなったため。 参加者からの事業評価については、研修終了後のアンケート、フォローアップ調査・報告書の作成を行っている。 				
	(実績目標を達成するための手段の概要)				
	②ASEAN労使関係プロジェクト支援事業 ASEAN域内で安定的な労使関係を構築し、経済の安定成長を促進することを目的として平成17年度から実施しており、ASEAN地域に対し我が国の経験を提供し、域内の労使関係の対話を促進する事業である。年度当初に厚生労働省が各国政府次官局長級と基本方針策定に係る委員会を開催した上で具体的な活動を委託事業として実施する。平成14年度から16年度までに実施した事業の後継事業である。 ○関連する経費				

- ・ASEAN労使関係プロジェクト政府支援事業（平成17年度予算額）6百万円
- ・ASEAN地域労使関係問題政労使セミナー（平成17年度予算額）25百万円

（評価指標の考え方）

実績目標の達成度を検証するため、以下の指標を評価指標とした。

（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
セミナー等参加者数（人）	—	276	313	326	集計中
（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
参加者からの事業評価	—	—	—	—	—

（備考）

- ・参加者からの事業評価は定性的な評価である。
- ・評価指標「セミナー等参加者数」は、8月中旬に把握予定である。

実績目標2 開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること

（実績目標を達成するための手段の概要）

開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、我が国で職業訓練指導員を養成する唯一の専門的施設として設置運営されている職業能力開発総合大学の長期課程（4年間）及び研究課程（2年間）において留学生を受入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与する「外国人留学生受入事業」を実施する。

○関連する経費

- ・外国人留学生受入事業（平成17年度予算額）168百万円

（評価指標の考え方）

開発途上国の経済発展を担う職業訓練指導員を適正に養成するために、技術付与が必要となる留学生の受入れ人数を把握する。

（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数（人）	18	18	17	18	17

（備考）

- ・外国人留学生受入事業実績報告に基づくものである。
- ・当該年度に受け入れた留学生の数であり、前年度以前の受入れで当該年度に在学中の留学生の数は含まない。
- ・平成13年度から職業能力開発総合大学研究課程の受入れを開始（平成13年度においては2名を受入れ。）。

（評価指標）	H13	H14	H15	H16	H17
外国人留学生受入事業における帰国留学生の就職状況	—	—	—	—	—

（備考）

- ・フォローアップ等の調査を実施しているが、個々の留学生により就職までの期間が異なることもあり、単年度の事業成果として定量的な表現は困難である。

実績目標3 開発途上国の労働者等の受入れを通して、開発途上国への技能移転を推進すること

（実績目標を達成するための手段の概要）

①開発途上国から民間企業の在職労働者を研修生として受入れ、将来これら諸国の民

間企業において指導的立場に立つ者を養成する「国際技能開発計画」、②開発途上国で将来熟練労働者となる青年を我が国へ受入れ、高度な産業技術に係る職種を中心として技能を修得する「外国人基礎技能研修生受入事業」、③外国人研修生受入れ企業等に対する各種の指導、援助を行う「外国人研修指導、援助事業」、④技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るための「技能実習制度推進事業」を実施する。

○関連する経費

- ・国際技能開発計画 (平成17年度予算額) 178百万円
- ・外国人研修指導・援助事業 (平成17年度予算額) 29百万円
- ・技能実習制度推進事業 (平成17年度予算額) 471百万円

(評価指標の考え方)

開発途上国への技能移転を適正に推進するために、各事業における研修生受入れ人数及び、各事業が本来の目的の達成を図るべく実施しているセミナーの参加者数、指導書等の作成数等を把握する。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
国際技能開発計画における外国人研修受入人数 (人)	141	75	166	141	144

(備考)

- ・政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金実績報告に基づくものである。
- ・当該年度に受入れた研修生の数であり、前年度以前の受入れで当該年度に在留している研修生の数は含まない。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
国際技能開発計画における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況	—	—	—	—	—

(備考)

- ・フォローアップ等の調査を実施しているが、個々の研修生により復帰までの期間が異なることもあり、単年度の事業成果として定量的な表現は困難である。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
外国人基礎技能研修生受入事業における外国人研修生受入人数 (人)	450	249	—	—	—

(備考)

- ・外国人基礎技能研修制受入事業の委託業務実施結果報告に基づくものである。
- ・当該年度に受入れた研修生の数であり、前年度以前の受入れで当該年度に在留している研修生の数は含まない。
- ・当事業は14年度受入れをもって16年度限りで廃止。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
外国人基礎技能研修生受入事業における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況	—	—	—	—	—

(備考)

- ・フォローアップ等の調査を実施しているが、個々の研修生により復帰までの期間が異なることもあり、単年度の事業成果として定量的な表現は困難である。
- ・当事業は14年度受入れをもって16年度限りで廃止。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
外国人研修指導、援助事業における、 集合座学研修を効果的に実施するための 公共職業能力開発施設での集合研修実施 支援人数 (人) 当事業は16年度限りで廃止。	533	579	269	71	—
(備考)					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
外国人研修指導、援助事業における、 中小企業に対する日本語教育における支 援研修生人数 (人)	2,288	1,823	2,459	4,211	4,211 (P)
(備考)					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
外国人研修指導、援助事業における、 セミナー参加者数 (人)	350	247	293	384	674
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・研修指導セミナー及び日本語指導セミナー・生活指導員セミナーの参加者数である。 ・生活指導員セミナーは17年度より開催。 					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
技能実習制度推進事業における、指導 書等の作成数 (部)	9,000	4,500	19,300	4,000	25,500
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・指導書等とは、「技能実習ガイドライン」、「モデル技能実習契約」及び「技能実習生の雇用・労働条件管理ハンドブック」である。 ・17年度に「技能実習生の雇用・労働条件管理ハンドブック」を改定。 ・「技能実習ガイドライン」は、17年度より「技能実習生の雇用・労働条件管理ハンドブック」の中に組みこんだ。 					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

開発途上国において国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保することは、自立的で持続可能な社会経済の開発を推進するための極めて重要な要素である。

東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国においては、過去の我が国の援助及び自国の経済成長によってある程度が開発が進められてきたが、20世紀末に起こったアジア通貨危機に見るように、その社会的基盤は未だ脆弱である。今後の一層の開発には、人材開発を中心としたソフト分野の支援を始めとする技術支援が不可欠であるが、経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者の人材不足はもとより、これら人材を指導する管理・監督者、職業訓練を行う指導員、特に開発の礎となる労使関係安定のための取組を行う人材が非常に不足している現状

にある。

加えて、開発途上国からも、我が国に対し各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強く、こうした人材の育成に対する支援を積極的かつ効果的に行うことが必要となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

(実績目標1)

①について

本事業は、相手国経営者団体を通じた適正な研修対象者の選定に始まり、日本語を使用して行われる企業内実地研修に備えた日本語研修、日本の人事労務管理の基礎研修、企業内実地研修等日本の人事労務管理システムを学べるだけではなく、システムの背景にある日本文化や歴史等も無理なく学べるプログラムが組み立てられており、平成17年度に実施したフォローアップ調査においても、対象国の経営者団体代表者及び研修修了性から帰国後の研修成果について極めて高い評価を得ている。さらに、フォローアップ調査によれば、研修参加者の中には、研修で取得・経験した技術を実際の人事・労務管理研修に適用して実践し、各国企業のリーダーとして活躍するのみならず、研修中及び帰国後に人的ネットワークを構築し、日本及び途上国間の相互理解を促進したり、我が国の国際協力の推進に貢献したりという中長期的な効果も得られている。

②について

本事業は、厚生労働省がASEAN政府政策責任者と事業計画を議論した上で実施しているため、ASEAN側の要望と必要な支援内容を的確に把握して事業計画に反映させるなど事業運営上有効性が高いのみならず、ASEAN労働大臣会合や高級事務レベル会合において報告されるなど、各国行政機関が事業の趣旨や効果を理解して政策に反映させることができる。

本事業は平成14年度から3年間にわたり実施された事業の後継事業であるが、ASEANの政労使が労使関係の対話を行う初めての試みであったこと、最終年度の日・ASEAN協力委員会において、出席したASEAN各国から同事業の継続を求められ、ASEANの自立的発展を促進する観点から有効であると認められたことから、新たな事業を開始したものである。平成17年度は、賃金と生産性をテーマとして、シンガポールをリード国として実施するなど、ASEANによる自主的な運営に重点を置いた。

(実績目標2)

外国人留学生受入事業における平成17年度の外国人留学生の受入れ状況は、長期課程16人、研究課程1人、合計17人となっており、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与していることから、開発途上国の職業訓練指導員の養成に有効であったと認められる。

また、当該事業における帰国留学生の就職状況を見れば、その多くが母国において公共職業訓練施設の職業訓練指導員又は職業能力開発行政に従事しており、母国の職業訓練体制の整備に大きな役割を果たしていることから、開発途上国における職業訓練指導を担う者を養成する効果が高く、有効性は高いものと認められる。

(実績目標3)

国際技能開発計画における平成17年度の外国人研修生の受入れは144人となっ

ており、開発途上国の民間企業において指導的立場に立つ者や熟練労働者となる者の技術・技能の修得が図られていることから、開発途上国への技術移転に有効であったと認められる。

また、これら事業における、帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況を見れば、これまでに受入れた多くの開発途上国の研修生が、母国において管理職や熟練技能労働者として従事し、ILO等の国際機関のみならずアジア等世界各国における関係界からも高い評価を得ていることから、開発途上国への技術移転を推進する効果が高く、有効性は高いものと認められる。

さらに、平成17年度の外国人研修指導、援助事業における中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数は(P)4,211人となっており、また、技能実習制度推進事業におけるセミナー参加者数は674人、指導書等の作成数は25,500部となっており、これらの事業により、我が国の有する技術・技能の開発途上国への移転を図ることを目的とする外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られており、開発途上国への技術移転を推進する効果が高く、有効性は高いものと認められる。

政策手段の効率性の評価

(実績目標1)

①について

本事業は、研修生に対する包括的な知識と実務を付与するものであり、帰国した研修生が研修成果を長期にわたり普及させることができるなど、効率が低いといえる。特に、研修対象者の年齢、経歴、職務、適正等を考慮して選定を的確に行うことにより、研修の効率的な運営はもとより、研修生が習得した事項を帰国後に業務に反映させたり、報告会を開催して同僚や関係者に伝達することができるよう、研修成果の裨益を高める工夫をしている。

また、対象国のニーズ・研修の問題点や実施の必要性を考察するため、実地研修受入れ企業の担当者も交えた研修のフォローアップを行っており、研修員の帰国後の動向の把握、研修員との会合、対象国に評価調査等を行い、その結果を踏まえ事業を将来にわたりより効率的に実施することは、受入れ企業への理解を深めることに寄与しており、その結果、研修員が希望する業種で企業実習を受けられることにもつながっている。

②について

本事業は、ASEAN地域活動の調整・実施を行う機関であるASEAN事務局を通じて行うものであり、ASEAN地域の一体性を損ねることなく効率的な運営、議論が可能となっている。また、平成17年度から始まった新たな事業では、3年間の事業の成果を踏まえ、ASEAN各国による地域セミナーに先立ち、後発加盟4カ国に対する能力向上ワークショップを行い、地域セミナーでの議論の効率を高めている。後発加盟4カ国に対しては、これらのセミナーに参加した政労使代表を核として実施する国別セミナーに対しても支援しており、セミナーの成果が国内各地に波及するよう配慮している。

(実績目標2)

外国人留学生受入事業は、職業訓練指導員養成施設が整備されていない国を対象とし、我が国唯一の職業訓練指導員養成の専門的施設である職業能力開発総合大学校を受入れ施設として、その有する貴重な資源やノウハウを開発途上国の職業訓練指導員の養成確保に積極的に活用していくものであり、最も効率的であると認められる。

(実績目標3)

国際技能開発計画は、(財)日本ILO協会への補助事業として実施しているものであるが、指導者養成のためには、我が国企業の既存の企業内訓練システムの活用、すなわち、民間企業の生産現場を活用しながら技能のみならず品質管理、生産・工程管理等の能力を付与する研修が最も効率的であり、また、労使の理解を得るためにも、公労使三者の協力の下設立された(財)日本ILO協会の補助事業とすることが最も適切かつ効率的であると認められる。

また、外国人基礎技能研修生受入事業は、中央職業能力開発協会への委託事業として実施しているものであるが、熟練技能者の養成には、我が国企業の既存の企業内訓練システムを活用して技能を修得させることが最も効率的であり、また、当該研修の管理・指導を適切に行うという観点から、技能開発・向上のノウハウを有する能力開発の専門機関である中央職業能力開発協会及び地方職業能力開発協会において実施し、その蓄積された研修ノウハウを活用することが最も効果的かつ効率的であると認められる。

外国人研修指導、援助事業及び技能実習制度推進事業は、(財)国際研修協力機構(JITCO)への補助及び委託事業として実施しているものであるが、これら事業については、外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るために実施しているものであることから、外国人研修生の受入れの拡大と開発途上国への技術、技能等の円滑な移転を支援することを目的として設立され、外国人研修・技能実習制度についてノウハウを有する(財)国際研修協力機構が一元的に実施することが、最も効果的かつ効率的であると認められる。

総合的な評価

アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、各国からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われていない
② 達成に向けて進展があった	② 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本研修事業の実施に当たっては、事業ごとに学識経験者等からなる専門委員会を組織して研修事業内容を策定しており、毎年、研修内容を改善してきている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし